

令和5年8月3日(木)
令和5年度保健師中央会議
資料9

「まもなく始まりますよ！ 何が必要？市町村の精神保健相談支援体制整備に向けて」

～精神保健福祉法改正に伴い、自治体保健師にお願いしたいこと～

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

「都道府県」保健師の皆さんへ

～精神保健福祉法改正に伴う、要チェックポイント～

精神保健に関する相談支援

【自治体の支援対象の見直し】

令和6年4月施行

- 精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となります。
- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、**市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない**ことが明確化されました。

今から…

- 市町村の精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備への協力と
- 市町村のバックアップ体制の強化をお願いします！



☆これからも、今まで都道府県保健師の皆さんが実施してきた精神保健に関する支援や取組に変わりはありません。

☆しかし、より充実した相談支援体制整備には、下記のような特性を、それぞれ活かす必要があります。

- 【市町村】福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応
- 【都道府県】医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応

都道府県には、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、自ら行う相談支援のみならず、

- 専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働
- 市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催

など、市町村への支援や協働に、一層取り組んでいただくようお願いいたします！

入院者訪問支援事業（法定事業化）

本事業の詳細は**参考資料①**をご確認ください！

令和6年4月施行

- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。

精神科病院

面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供等



※2人一組で精神科
病院を訪問

都道府県等による
選任・派遣

☆今年度訪問支援員養成研修（国研修）を開催予定

【日程】令和5年9月4日（月）大阪会場
令和5年12月4日（月）東京会場
令和6年1月15日（月）大阪会場

※既に申込み期間は終了しております。**申込み多数！**

☆精神科病院の入院患者は、外部との面会交流が難しいこと等により、孤独感や自尊心の低下が顕著な場合もあり、医療機関外の者との面会交流の確保が人権擁護の観点から必要とされ、当事者及びその家族に加え、国会議員や関係団体等の注目を広く集めていることから、本事業は多くの都道府県で実施することが望まれています。

☆関係機関の協力が重要な事業です！

- ・日々の医療機関との連携を活用した仕組みを構築する
- ・管内市町村や関係団体にも十分に説明し、協力体制を整備する等の準備が必要です。医療機関とのネットワークを既に構築している都道府県の皆さんが中心となり、退院後も安心して地域で暮らせるよう、これらの取組をお願いします！

「市町村」保健師の皆さんへ

～精神保健福祉法改正に伴う、要チェックポイント～

精神保健に関する相談支援

【自治体の支援対象の見直し】

令和6年4月施行

- 精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか**精神保健に課題を抱える者**も対象となります。

より多くの、地域で潜在化している、「**本当は支援を必要としている方**」へ支援を届けていきましょう。

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならないことが明確化されました。



今から…

精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備をお願いします！

☆既に、多くの市町村において、様々な相談支援の場面で「メンタルヘルス」の相談にご対応いただいている現状があります。

☆複合的なニーズへの個別支援は、住民に身近で、福祉・母子保健・介護等を担当している**市町村**だからこそできるものです。

☆法改正を機に、

- 都道府県の担当部局との連携
- 庁内保健師の人材育成や配置
- 精神保健に関する相談支援の体制

「現状はどうなっている?」「何が我が市町村の強み?」

「何が足りない…?」等

整理をし、体制整備を引き続きお願いします！

「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」の検討状況や今後とりまとめが予定されている報告書にもご注目！

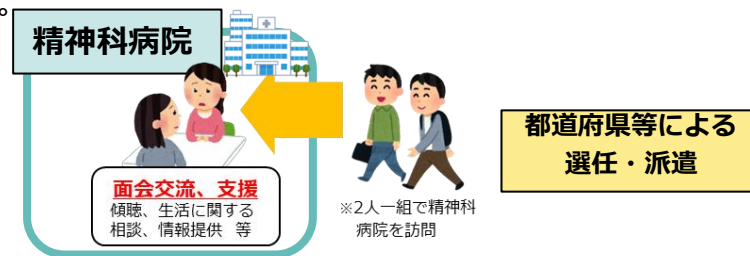
入院者訪問支援事業（法定事業化）

本事業の詳細は**参考資料①**をご確認ください！

令和6年4月施行

☆市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業を紹介する。（都道府県等から協力依頼予定）

- 市町村長同意による医療保護入院者**を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした**訪問支援員**を派遣。



☆今年度訪問支援員養成研修（国研修）を開催予定

【日程】令和5年9月4日（月）大阪会場

令和5年12月4日（月）東京会場

令和6年1月15日（月）大阪会場

※既に申込み期間は終了しております。**申込み多数!**

☆**退院後に地域で生活する患者を支えるのは市町村の保健師**です！
本事業に関する詳細については、引き続き当課から発信する最新の動向を注視ください！

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム

趣旨

- 令和4年6公表された月に設置された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書では、精神保健に関する課題が市町村における母子保健、介護、困窮者支援等の分野を超えて顕在化しており、市町村における相談支援体制整備の重要性が示された。
- 一方で、専門職の配置、財源の確保、精神科医療機関との連携、保健所・精神保健福祉センターからのバックアップ体制の確保に課題があることが指摘されたことから、市町村には精神保健に関する相談支援を積極的に担うための具体的かつ実行的な方策が求められている。
- 令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定を新設した。
- そのため、本検討チームにおいては、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するための具体的な方策について検討することを目的とする。

検討事項

- 相談支援体制に関する課題の整理
- 相談支援体制整備を推進するための方策

検討スケジュール（全4回程度予定）

令和5年2月 第1回検討チーム開催

（厚生労働科学研究における調査、分析等）

令和5年夏～秋頃 とりまとめ

構成員（◎は座長、○は座長代理 五十音順、敬称略）

- | | |
|---------|---|
| ○ 岩上 洋一 | 一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク
代表理事 |
| 岡部 正文 | 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
理事 |
| 岡本 秀行 | 全国精神保健福祉相談員会 理事／川口市保健所
疾病対策課 主査 |
| 小幡 恭弘 | 公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会
（みんなねっと） 事務局長 |
| 桐原 尚之 | 全国「精神病」者集団 運営委員 |
| 小阪 和誠 | 一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート
専門員研修機構 代表理事 |
| 近藤 桂子 | 生駒市福祉健康部 部長 |
| 高山 美恵 | 富士河口湖町役場住民課 課長 |
| 野口 正行 | 岡山県精神保健福祉センター 所長 |
| ◎ 藤井 千代 | 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部
部長 |
| 古谷 靖子 | 高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
課長 |

精神保健福祉法改正に伴う、 「精神科入院関係」「虐待通報」等の変更点

都道府県

令和5年4月施行

【入院患者への告知に関する見直し】

- 告知の内容に「**入院措置を採る理由**」を追加するとともに、患者だけではなく、その家族にも告知をする。
 - ・措置入院（緊急措置入院）
措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・医療保護入院
同意を行った家族等に対し告知

令和6年4月施行

【措置入院時の入院必要性に係る審査】

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

【虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化】

- 精神科病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが**都道府県に通報**しなければならない。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、立入検査等を行うほか、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、虐待の状況等を公表する。 等

本資料最後にあります
参考資料②も
ご確認ください！

市町村

令和5年4月施行

【家族が虐待等の加害者である場合の対応】

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」から**DVや虐待の加害者を除く**。
- 市町村長は同意の事務に関し、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

令和6年4月施行

【医療保護入院の更新】

- 診察の結果、患者に同意能力がなく、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。
 - ・対象患者への退院支援委員会の開催
 - ・**家族等に連絡した上で、同意を確認**
(同意又は不同意の意思表示がないことの確認)

【家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い】

- 家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合、意思表示を行わないこととすることができるようになる。
- 家族等の全員が意思表示を行わない場合**には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

参考資料①

入院者訪問支援事業



1. 入院者訪問支援事業の経緯・目的

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市、特別区、保健所設置市（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県等が認め、本事業による支援を希望する者

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣

【訪問支援員】

- 都道府県等が認めた研修を修了した者のうち、都道府県等が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

2. 都道府県等が担う業務について

準備

- ・庁内の調整…①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・庁外の調整…①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市町村と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）
- ・要綱作成…国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成
- ・令和5年度の支援員養成研修受講者の募集、推薦

研修への派遣、研修の実施

- ・支援員養成研修（国で実施）への派遣…受講者の募集・推薦募集
※令和5年度は厚生労働省にて数回（3回程度）実施予定です。令和6年度以降本事業の実施をご検討されている場合は、積極的に支援員養成研修の受講をおすすめします。なお、令和6年度も同様に国で研修開催を検討中。
- ・支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）…①受講者募集・推薦 ②研修準備（会場、講師、費用確保） ③研修実施
④修了証発行 ⑤受講者管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド）
- ②支援員の登録、任命、管理（名簿等の作成）
- ③支援員への事前説明
- ④支援員へのサポート体制の構築
- ⑤事業実施記録管理
- ⑥年度末報告

事業の周知

- ①本事業の啓発資料の作成
- ②管内市町村…市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等…退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議…①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
実務者会議（委託可）…①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤事業報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う
- ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる
- ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

3. 訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県等は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 令和5年度については、国が複数回実施する研修に、訪問支援員の候補者や県庁等の担当者を派遣することができる。

訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等（R5は国においても研修を実施）
- ・ 内容：R5は国の通知に準拠、R6以降は省令に準拠



【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する



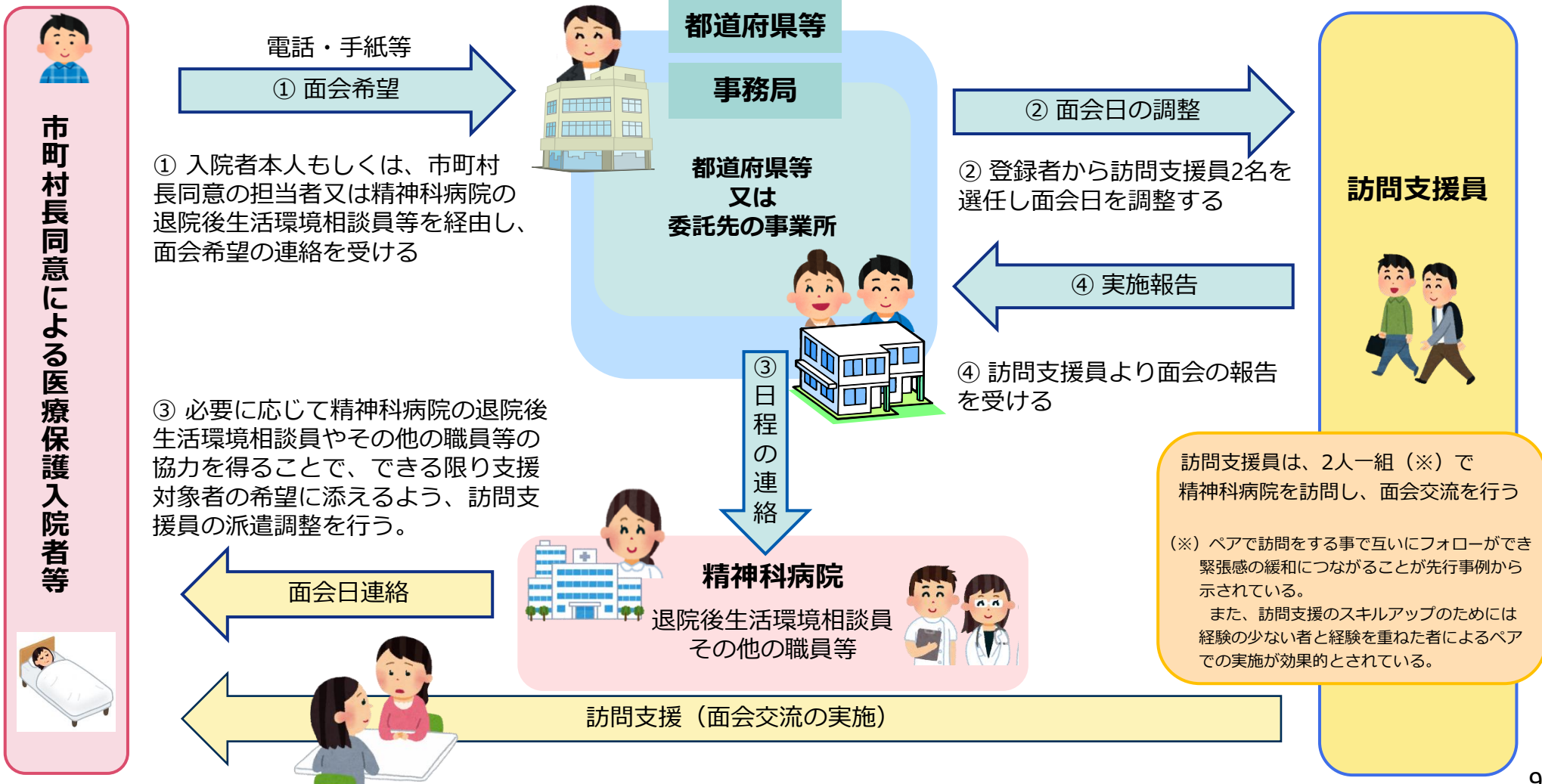
【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



4. 訪問支援員派遣の流れ

- 都道府県等は、研修を修了した者のうち、訪問支援に適任であると認めた者について、訪問支援員として任命する。
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



5. 本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

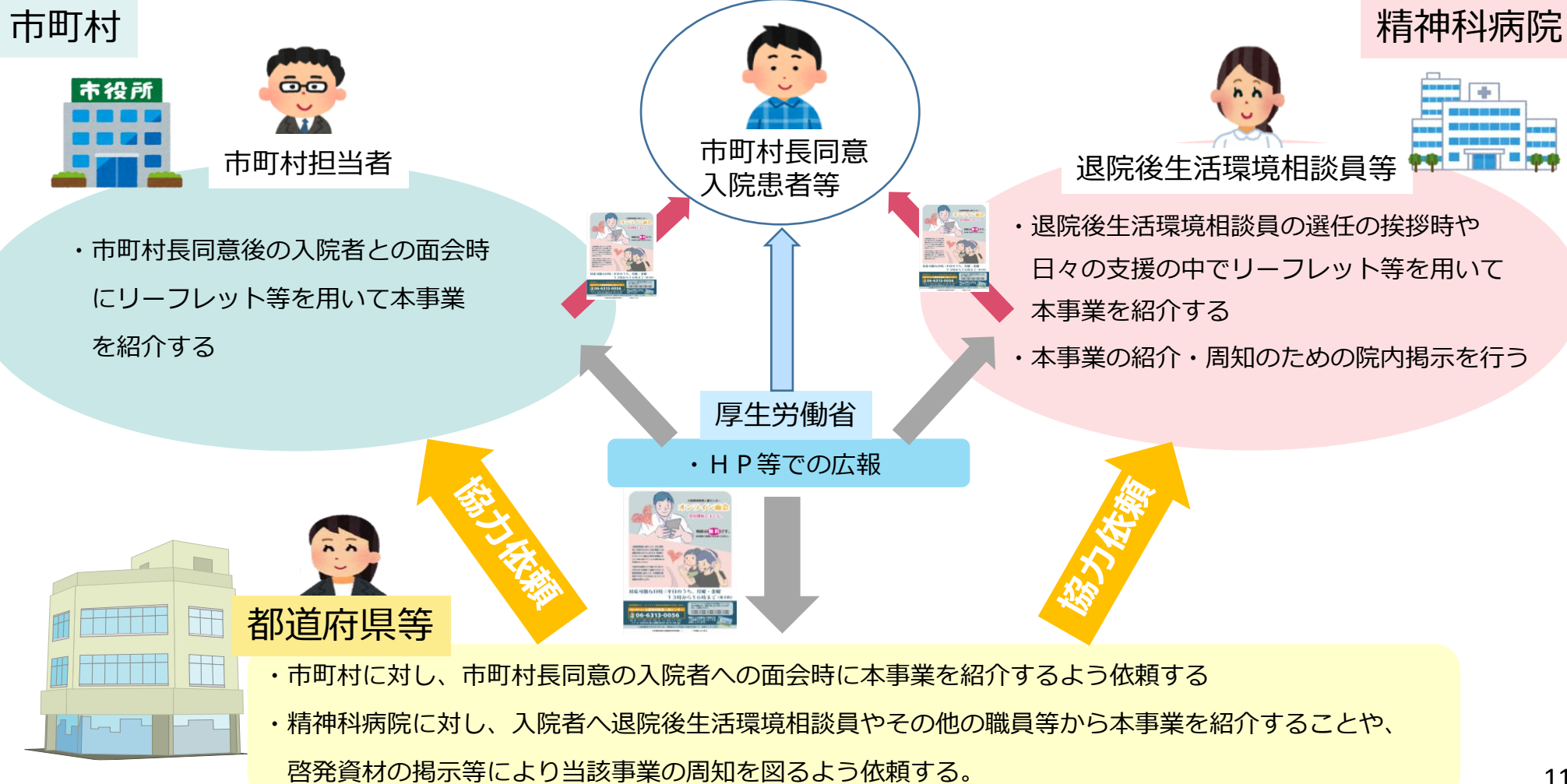
（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

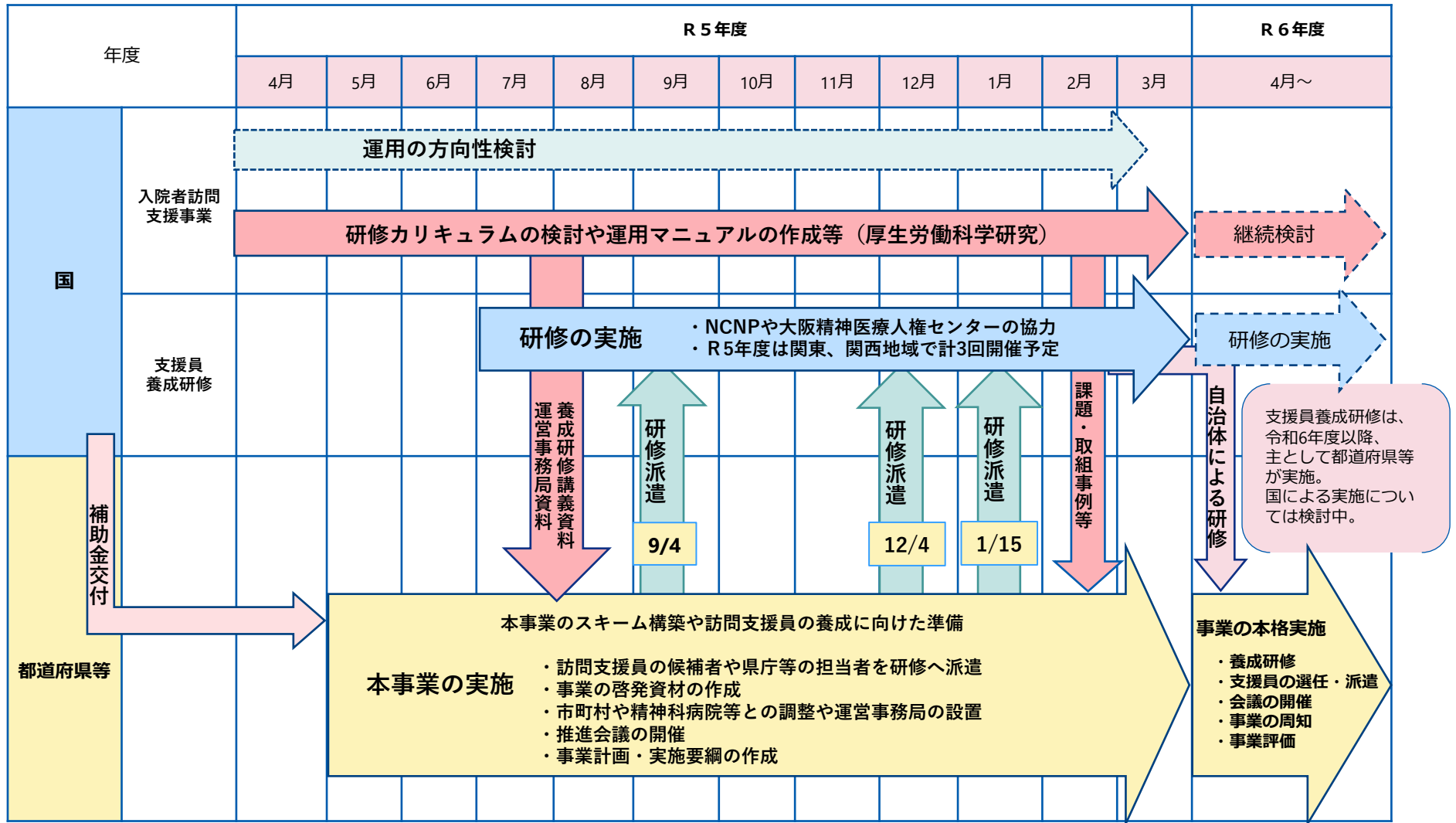
都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

6. 入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。



7. 本事業の主なスケジュール



8. まとめ（今後の予定）

国

令和4年度

- 入院者訪問支援事業実施要領の発出（3月中）
- 関係通知の発出（3月中）

令和5年度

- 補助金の交付
- 訪問支援員養成研修の実施（9月、12月、1月の予定）

- 研修カリキュラムの改定等
- 運用マニュアル等の作成

令和6年度

- 改正法施行（令和6年4月～）

都道府県等

令和5年度

事業実施の場合

- 令和5年度から本事業への着手
- 事業計画や実施要綱等の作成
- 関係する市町村や精神科病院等との調整
- 推進会議の開催
- 訪問支援員候補者の募集、研修への派遣、研修実施の準備
- 運営事務局の設置

事業未実施の場合

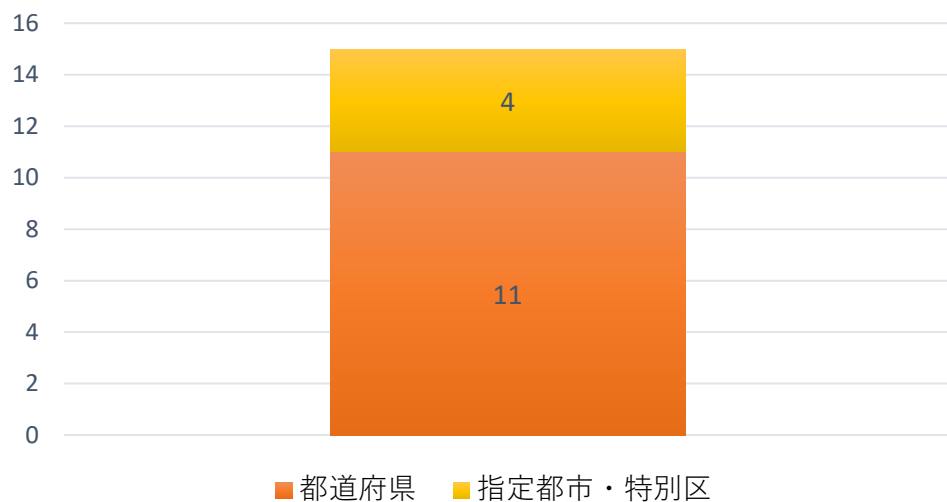
- 令和6年度以降の実施に向けた検討、関係機関との調整

入院者訪問支援事業を令和5年度未実施の場合でも国研修の受講は可能です。
ぜひご検討ください！！

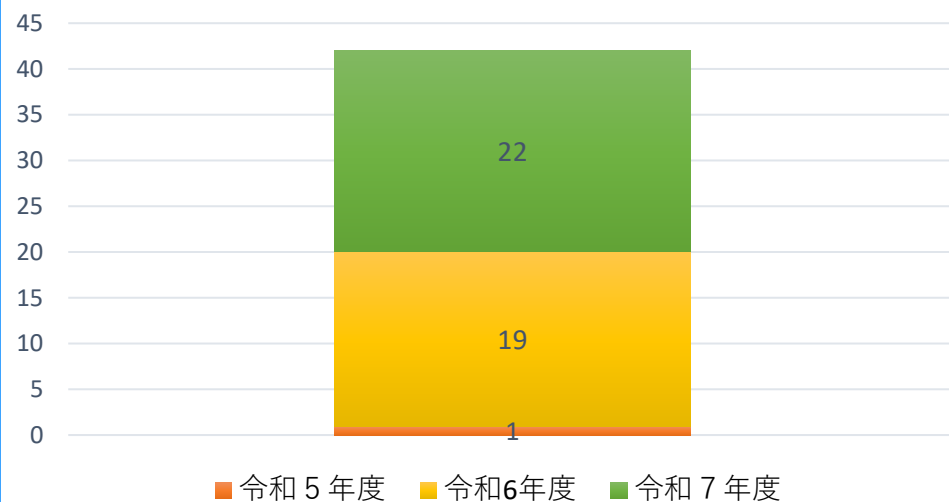
9. 自治体意向調査の結果

- 今年度事業を開始しているのは15自治体です。
- 病院訪問開始予定は、今年度1自治体、6年度19自治体、7年度22自治体です。
- 訪問支援員養成研修の実施予定は、今年度2自治体、6年度2自治体です。

令和5年度事業開始自治体



病院訪問開始



【Q&A】

管理者研修の実施 : 昨年度の説明会でお示しした管理者研修は、検討の結果、実施しないことになりました。
入院者訪問支援事業についての理解を深めていただくために、自治体担当者や委託先事業者
に国研修を受講いただくことが可能です。(詳細はお問い合わせ下さい。)

事業開始に係る資料 : 事業の進め方、養成研修等の詳細については、運営事務局資料として公表を予定しています。

参考資料②

「精神科入院関係」「虐待通報」等の変更点

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

県 = 都道府県及び政令指定都市

市 = 市町村

家族が虐待等の加害者である場合の対応

市

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

入院患者への告知に関する見直し

県

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
 - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

新規申請に向けた指定医研修会の有効期間

県

- 指定医研修会を受講したあと、3年以内であれば指定医の申請が可能（現行は1年以内）。

県

=

都道府県及び政令指定都市

市

=

市町村

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、最大6ヶ月以内で省令で定める期間（検討中）とする。
- 入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく（任意入院ができない）、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。
 - ・ 対象患者への退院支援委員会の開催（入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
 - ・ 家族等に連絡した上で、同意を確認（同意又は不同意の意思表示がないことの確認）
 - ・ 更新届の提出（定期病状報告は必要なくなります）

県

市

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 当該家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合には、家族等は意思表示を行わないこととすることができるようになる。
- 家族等の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

地域生活への移行を促進するための措置

- 退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化。
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用。
- 医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。（更新の際に必要となる）

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者 等）

市

入院者訪問支援事業

県

- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業を開始。

措置入院時の入院必要性に係る審査

県

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要がある、指定医はそれに協力しなければならない。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

自治体の相談支援の対象の見直し

市

- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（具体的には省令で定める予定）も対象となる。

市町村への支援に関する都道府県の責務

市

県

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参 考

●精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（政令市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。

●このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領（通知等）において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

法改正後（R5.4.1施行後）の市町村長同意手続きについて

- 患者に対し、虐待・DV等を行った者（またはそれに準ずる者）は改正法第5条第2項に規定する「家族等」に含まれないため、当該者の他に家族等が存在しない、もしくはその意思を表示できない状態にある場合で、かつ医療保護入院が必要な場合は、市町村長同意による手続きが可能。
- 改正法施行後、市町村長同意が必要となるケースはそれぞれ以下の場合が考えられる。

患者の家族等が存在しない場合における市町村の対応

- ① 精神科病院において、患者に家族等が存在しない、又は存在するが意思表示ができない状況にあることが確認された場合
→ 手順1に基づき対応

患者が家族等に虐待を受けている場合等における市町村の対応

- ② 精神科病院において、患者が家族等から虐待・DV等を受けていることが疑われ、かつ他に家族等が確認できない場合
→ 手順2に基づき対応
- ③ 精神科病院において、患者が家族等からの虐待・DV等により、一時保護措置等の措置を受けていることを把握しており、かつ他に家族等が確認できない場合
→ 手順3に基づき対応
- ④ 精神科病院において、患者から、家族等からの虐待・DV等により住民基本台帳事務上のDV等支援措置を受けている旨の申し出があり、かつ他に家族等が確認できない場合
→ 手順4に基づき対応

手順1

病院

・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
・患者に家族等が存在しない、又は存在するが意思表示ができない状況(※1)にある(虐待・DV等も疑われない)

同意依頼

市町村(精神障害担当)

他に家族等が存在せず、
入院の必要性についても疑義は生じない

入院の必要性について疑義は生じないが、
他に家族等が存在する場合

市町村(住民制度担当)

DV等支援措置が患者に適用されているか確認

適用されている場合

適用されていない場合

住民票の閲覧制限等がとられている
家族等に連絡を取ることができない。
その上で、その他の家族等の存在に
ついて確認する。

連絡を取って良い
家族は存在しない

連絡を取って良い
家族が存在する

市町村長同意の実施

・同意後速やかに対象の患者について面会
を行い、患者の状態等を確認すること。

市町村長同意不可(※2)

※1
R6.3.31までは、具体的にはその家族等が
・心神喪失の場合
・行方不明の場合
等、意志能力がない、あるいは事実上その
意志を表示することができない場合を指す。

※2 家族等に同意・不同意の意思確認を行う。

手順2

病院

- ・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
- ・患者が家族等から虐待・DV等を受けていることが疑われ、かつ他に家族等が確認できない

① 通報

③ 通報事実の確認

- ・ 通報が適切に受理されているか 等

② 同意依頼(※2)

各虐待防止法(※1)上の通報窓口

市町村

③の結果、通報が適正に受理されていることが確認でき、かつ市町村長同意に係る既存の要件(※3)を満たす場合

市町村長同意の実施

- ・ 同意後速やかに対象の患者について面会を行い、患者の状態等を確認する。

※1 具体的には(1)児童虐待防止法、(2)配偶者暴力防止法、(3)高齢者虐待防止法、(4)障害者虐待防止法

※2 従来の申請内容に加え、(1)通報内容、(2)通報先窓口の連絡先を記載して申請する。

※3 通報されているから同意するのではなく、それに加え、(1)入院の必要性の判断について疑義が生じない(2)他に家族等がない場合に同意を判断を行う。

手順3

病院

- ・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
- ・患者が家族等からの虐待・DV等により、一時保護措置等(※1)を受けており、かつ他に家族等が確認できない

①連絡先
の確認

③事実の確認

- ・一時保護措置等の対応が
実際に取られているか

②同意依頼(※2)

患者の一時保護先の施設担当者等

市町村

③の結果、一時保護等の対応が実際に行われていることを確認でき、かつ
市町村長同意に係る既存の要件(※3)を満たす場合

市町村長同意の実施

- ・同意後速やかに対象の患者について面会
を行い、患者の状態等を確認する。

※1 具体的には(1)児童虐待防止法、(2)配偶者暴力防止法、(3)高齢者虐待防止法、(4)障害者虐待防止法上の一時保護規定、又は当該法律に基づき虐待の事実関係の調査が行われている等

※2 従来の申請内容に加え、(1)一時保護措置等が取られていること、(2)保護先の担当者等の連絡先を記載して申請する。

※3 一時保護等が行われていることのみをもって同意するのではなく、それに加え、(1)入院の必要性の判断について疑義が生じない②他に家族等がない場合に同意の判断を行う。

手順4

病院

- ・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
- ・患者から、家族等からの虐待・DV等により、住民基本台帳事務上のDV等支援措置を受けている旨申し出があり、かつ他に家族等が確認できない

①同意依頼(※1)

②事実の確認

- ・DV等支援措置が実際に取られているか

市町村(精神障害担当)

市町村(住民制度担当)

②の結果、DV等支援措置が実際に適用されていることを確認でき、かつ市町村長同意に係る既存の要件(※2)を満たす場合

市町村長同意の実施

- ・同意後速やかに対象の患者について面会を行い、患者の状態等を確認する。

※1 従来の申請内容に加え、(1)患者に対してDV等支援措置が取られていること、(2)支援措置の内容(誰に対して住民票の閲覧制限等が取られているか)などを記載して申請する。

※2 DV等支援措置が取られていることのみをもって同意するのではなく、それに加え、(1)入院の必要性の判断について疑義が生じない②他に家族等がいない場合に同意の判断を行う。

精神保健に関する相談支援についての省令事項

法律改正の概要

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（精神障害者等に対する包括的支援の確保）

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

（相談及び援助）

第四十七条 （略）

5. 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、**第四十六条の厚生労働省令で定める者**及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

省令の具体的内容（案）

- 「日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの」は、「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活を営む上での関わりにおいて精神保健に関する課題を抱えるもの」とする。

医療保護入院の見直し

現状・課題

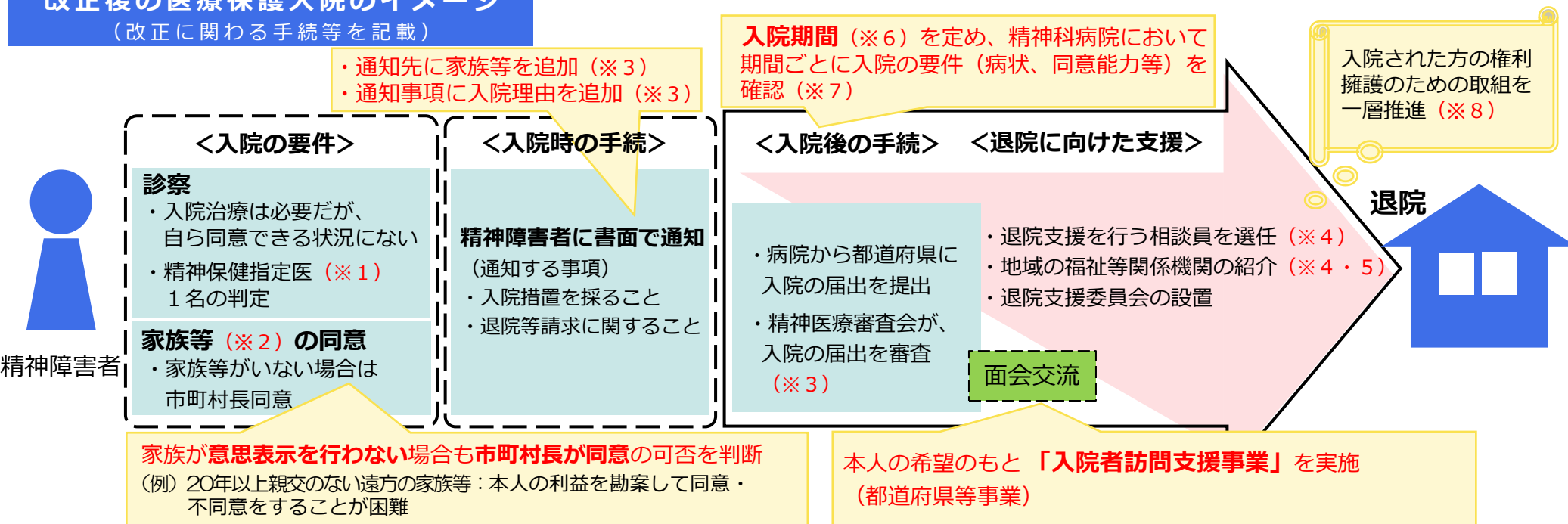
- 精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

見直し内容

- **家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。**

改正後の医療保護入院のイメージ

(改正に関わる手続等を記載)



※1 指定医の指定申請ができる期間を、当該指定に必要な研修の修了後「1年以内」から「3年以内」に延長する。 ※2 DV加害者等を「家族等」から除外する。

※3 措置入院の決定についても同様とする。 ※4 措置入院中の方も対象とする。 ※5 現行努力義務→義務化。 ※6 厚生労働省令で定める予定。

※7 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。なお、入院期間の更新について、精神科病院の管理者は、家族等に必要な事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができることとする。

※8 政府は、非自発的入院制度の在り方等に関し、精神疾患の特性等を勘案するとともに、障害者権利条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする検討規定を設ける (附則)。

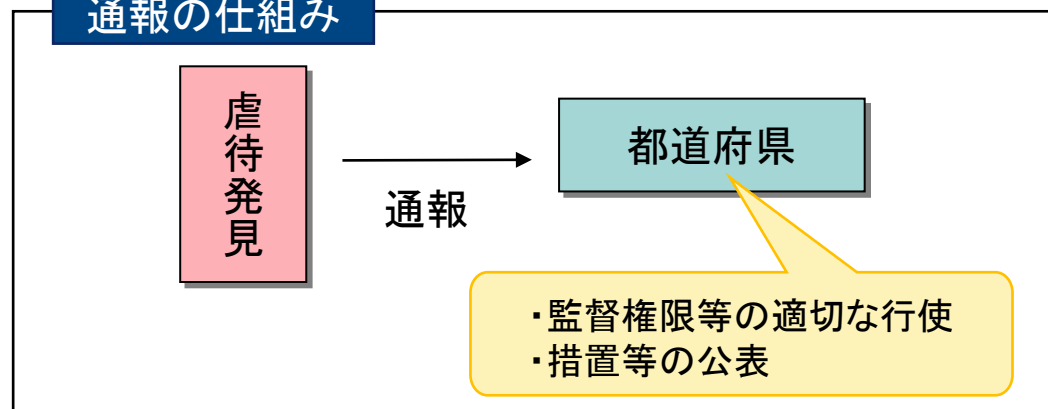
現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける**（※）。
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - ③ **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
 - ④ **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい**組織風土**の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。

